

政令第二百四号

関税法施行令等の一部を改正する政令及び経済連携協定に基づく報復関税に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第七十号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（関税法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第一条 関税法施行令等の一部を改正する政令（平成二十九年政令第六号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち、関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）第四条の三の改正規定中「第七条の五第一項（生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る関税の緊急措置）に規定する生鮮等牛肉及び冷凍牛肉（同法第七条の八第一項（オーストラリア協定に基づく関税の譲許の適用の停止）に規定する生鮮等牛肉及び冷凍牛肉を含む。）並びに同法」を削り」を「オーストラリア協定に基づく関税の譲許の適用の停止」を「経済連携協定に基づく特定の貨物に係る関税の譲許の修正」に、「生鮮等牛肉及び冷凍牛肉を含む。」並びに「を「修正対象物品であるものを除く。）」、「に」に改め、「（経済連携協定に基づく特定の貨物に係る関

税の譲許の修正)」を削り、同令第六十一条第一項第二号の改正規定中「環太平洋パートナーシップ協定」を「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」に、「環太平洋協定」を「環太平洋包括的及び先進的協定」に改め、同号イ(1)の改正規定及び同号イ(2)の改正規定中「環太平洋協定」を「環太平洋包括的及び先進的協定」に改める。

第五条のうち、関税暫定措置法施行令(昭和三十五年政令第六十九号)目次の改正規定中「第十八条」に、「第十九条の二・第十九条の三」を「第十九条 第十九条の十」に、「第十九条の十一」に改め、「第三章の二 経済連携協定(第十九条の二・第十九条の三)」を削り「環太平洋協定」を「経済連携協定」に改め、同令第三章中第十一条の前に一条を加える改正規定を次のように改める。

第三章中第十一条の前に次の三条を加える。

(経済連携協定)

第十条の二 法第七条の三第一項ただし書の政令で定める国際約束は、次のとおりとする。

- 一 新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定
- 二 経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定

- 三 経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定
- 四 戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定
- 五 経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定
- 六 経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定
- 七 経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定
- 八 包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国との間の協定
- 九 経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定
- 十 日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定
- 十一 経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定
- 十二 日本国とインド共和国との間の包括的経済連携協定
- 十三 経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定
- 十四 経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定（以下「オーストラリア協定」という。）

十五 経済上の連携に関する日本国とモンゴル国との間の協定

十六 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的協定（以下「環太平洋包括的及び先進的協定」という。）

（経済連携協定の規定に基づき経済連携協定の原産品とされるものの確認方法）

第十条の三 法第七条の三第一項ただし書、同条第六項において準用する同条第四項及び法第七条の五第一項第一号に規定する経済連携協定（法第七条の三第一項ただし書に規定する経済連携協定をいう。以下同じ。）の規定に基づき当該経済連携協定の原産品とされるものであることの確認は、関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）第六十一条第一項第二号イ(1)又は(2)（輸出申告又は輸入申告の内容を確認するための書類等）に掲げる書類（同号ロに規定する場合に該当する場合には、同号ロに掲げる書類を含む。）に記載されている事項により行うものとする。

2 関税法施行令第六十一条第四項本文、第五項、第七項及び第八項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第四項本文中「締約国原産地証明書、締約国原産品申告書等及び締約国品目証明書」とあるのは「締約国原産地証明書及び締約国原産品申告書等」と、「輸入申告」と

あるのは「輸入申告（法第四十三條の三第一項（外国貨物を置くことの承認）（法第六十一條の四において準用する場合を含む。）又は法第六十二條の十（外国貨物を置くこと等の承認）の承認の申請がされる物品にあつては当該申請。次項において同じ。）」と読み替えるものとする。

（輸入数量の算出に係る政令で定める日）

第十條の四 法第七條の三第一項ただし書及び同條第六項において準用する同條第四項に規定する政令で定める日は、法の別表第一の六の各項に掲げる物品であつて環太平洋包括的及び先進的協定の我が国以外の締約国（固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。以下同じ。）を原産地とするものに係る輸入数量につき、環太平洋包括的及び先進的協定が当該締約国について効力を生ずる日とする。

2 法第七條の五第一項第一号に規定する政令で定める日は、同項に規定する生鮮等牛肉又は冷凍牛肉であつて環太平洋包括的及び先進的協定の我が国以外の締約国を原産地とするものに係る輸入数量につき、環太平洋包括的及び先進的協定が当該締約国について効力を生ずる日とする。

3 法第七條の六第一項第一号及び第二項ただし書並びに同條第五項において準用する法第七條の三第

四項に規定する政令で定める日は、法第七条の六第一項又は第二項に規定する生きている豚又は豚肉等であつて環太平洋包括的及び先進的協定の我が国以外の締約国を原産地とするものに係る輸入数量につき、環太平洋包括的及び先進的協定が当該締約国について効力を生ずる日とする。

第五条のうち、関税暫定措置法施行令第十三条の改正規定中「当該物品」を「物品」に改め、同令第十四条の改正規定、同令第十八条及び第十八条の二を削る改正規定、同令第十九条の改正規定並びに同条を同令第十八条とする改正規定を次のように改める。

第十四条第一項中「第二十五条第四項の表」の下に「及び別表第一」を加え、「及び第四項」を、「第四項及び第五項」に改め、同項ただし書中「第十九条の三第二号」を「第十九条の八第二項第二号」に改め、同条第三項後段を削り、同条第四項中「前項」を「第三項」に、「経済上の連携に関する日本とオーストラリアとの間の協定」を「オーストラリア協定」に、「第七条の三第一項ただし書」を「第七条の三第六項において準用する同条第四項」に、「同項ただし書に規定する法第九条の二第一項」を「同項のオーストラリア協定の規定に基づき関税」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項又は前項の場合において、第十条の四第一項に規定する日の属する月における法の別表第一の六に掲げる物品であつて環太平洋包括的及び先進的協定の我が国以外の締約国を原産地とするものに係る輸入数量は、同月の初日から環太平洋包括的及び先進的協定が当該締約国について効力を生ずる日の前日までの期間に相当する分として日割により計算した統計計上数量とする。

第十八条第二項中「の数量」の下に「（次項において「統計計上数量」という。）」を加え、同条に次の一項を加える。

3 前二項の場合において、第十条の四第二項に規定する日の属する月における法第七条の五第一項に規定する生鮮等牛肉又は冷凍牛肉であつて環太平洋包括的及び先進的協定の我が国以外の締約国を原産地とするものに係る輸入数量は、同月の初日から環太平洋包括的及び先進的協定が当該締約国について効力を生ずる日の前日までの期間に相当する分として日割により計算した統計計上数量とする。

第十八条の二を削る。

第十九条第一項中「同表の一三の項」を「法の別表第一の六の一三の項」に、「当該物品」を「物品」に、「当該生きている豚」を「生きている豚」に改め、同条第二項中「計上された月ごとの」を「計

上される」に、「において同じ。」を「及び第四項において「統計計上数量」という。」を、統計計上数量が貿易統計に計上される方法に準じて月ごとに集計し、これ」に改め、同条に次の一項を加える。

4 前三項の場合において、第十条の四第三項に規定する日の属する月における法第七条の六第一項又は第二項に規定する生きている豚又は豚肉等であつて環太平洋包括的及び先進的協定の我が国以外の締約国を原産地とするものに係る輸入数量は、同月の初日から環太平洋包括的及び先進的協定が当該締約国について効力を生ずる日の前日までの期間に相当する分として日割により計算した統計計上数量とする。

第十九条の二を次のように改める。

(法第七条の八第一項に規定する政令で定める物品)

第十九条の二 法第七条の八第一項に規定する政令で定める物品は、別表第一の各項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける当該各項の下欄に掲げる物品とする。ただし、環太平洋包括的及び先進的協定が日本国について効力を生ずる日の属する年度(以下「環太平洋包括的及び先進的協定発効年度」という。)の初日から起算して四年を経過した日以後においては

、同表の四の項から十三の項までの下欄に掲げる物品にあつては、課税価格（数量を課税標準として関税を課する貨物にあつては、関税率法（明治四十三年法律第五十四号）第四条から第四条の九までの規定に準じて算出した価格。以下同じ。）が基準価格（関税率法別表（以下「関税率表」という。）第〇二〇三・一一号の二及び第〇二〇三・二一号の二に掲げる物品にあつては一キログラムにつき二百九十九円二十五銭とし、関税率表第〇二〇三・一二号の二、第〇二〇三・一九号の二、第〇二〇三・二二号の二、第〇二〇三・二九号の二、第〇二〇六・三〇号の二の（二）及び第〇二〇六・四九号の二の（二）に掲げる物品にあつては一キログラムにつき三百九十九円とする。別表第一の三十六の項において同じ。）以上のものに限る。

第五条のうち、関税暫定措置法施行令第十九条の三第一号の改正規定中「。」を削り、同条を同条第二項とし、同条に第一項として一項を加える改正規定中「環太平洋協定適用牛肉」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」に改め、同令第三章の二中第十九条の三を第十九条の八とし、同条の次に二条を加える改正規定中「二条」を「三条」に、「別表第一の二十八の項」を「別表第一の二十六の項」に、「環太平洋協定適用牛肉」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」に改め、「第一条第一項各号」の

下に「（行政機関の休日）」を加え、「環太平洋協定発効年度」を「環太平洋包括的及び先進的協定発効年度」に改め、同改正規定に次のように加える。

（法第七条の九第三号に規定する政令で定める税率）

第十九条の十一 法第七条の九第三号に規定する政令で定める税率は、環太平洋包括的及び先進的協定の付録に定められた税率とする。

第五条のうち、関税暫定措置法施行令第十九条の二第十四号の改正規定及び同条に一号を加える改正規定を削り、同令第三章の二中第十九条の二を第十九条とし、同条の次に六条を加える改正規定中「第三章の二中」及び「を第十九条とし、同条」を削り、「六条」を「五条」に改め、第十九条の二を削り、「この表及び第十九条の七第一号において」を削り、「と別表第一の三の項」を「及び別表第一の三の項」に、「環太平洋協定適用牛肉」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」に、「」の輸入数量と「」の輸入数量」に、「と環太平洋協定適用牛肉」を「及び環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」

に、

環太平洋協定適用

環太平洋協定適用牛肉の輸入数量とオーストラリア協定適用生鮮等牛肉及びオーストラリア協定適用冷凍牛肉の輸入数量との合計数量（次条において「合計輸入
--

「という。」

ース

数量

を

環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉

環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉の輸入数量、オーストラリア協定適用冷凍牛肉の輸入数量の合計輸入数量」という。）

定適用生鮮

計数量（次

に、「環太平洋協定適用牛肉に」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉に」に改め

、「第一条第一項各号」の下に「（行政機関の休日）」を加え、「環太平洋協定発効年度の」を「環太平洋包括的及び先進的協定発効年度の」に、「別表第一の二十七の項」を「別表第一の二十五の項」に、「環太平洋協定適用ホエイ」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用ホエイ」に、「二十五の項まで又は二

十九の項から三十七の項まで」を「二十三の項まで又は二十七の項から三十五の項まで」に、「環太平洋協定 環太平洋協定の」を「環太平洋包括的及び先進的協定 環太平洋包括的及び先進的協定の」に、「修正対象物品と」を「物品と」に、「環太平洋協定 環太平洋協定適用牛肉」を「環太平洋包括的及び先進的協定 環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」に、「が環太平洋協定」を「が環太平洋包括的及び先進的協定」に、「環太平洋協定に」を「環太平洋包括的及び先進的協定に」に改め、同改正規定の次に次のように加える。

第三章の二の章名を削る。

第五条中関税暫定措置法施行令第二十五条の改正規定を次のように改める。

第二十五条第四項の表の一の項中「第七条の七第一項」を「第七条の三第一項ただし書」に改め、同表の三の項中「第十九条の二各号」を「第十条の二各号」に改める。

第五条のうち、関税暫定措置法施行令第二十六条第二項の改正規定中「別表第二」を「別表第三」を「別表」を「別表第二」に改め、同令第五章の次に一章を加える改正規定中「環太平洋協定に」を「経済連携協定に」に、「環太平洋協定」を「環太平洋包括的及び先進的協定」に改め、同令第三十二条第二

項中第五号を第十号とし、第四号を第九号とし、第三号を第八号とし、同号の前に一号を加える改正規定中「第三十二条第二項中第五号を第十号とし、第四号を第九号とし、第三号を第八号」を「第三十二条第二項第五号を同項第十号とし、同項第四号を同項第九号とし、同項第三号中「限る」の下に「。次条第二項第三号において同じ」を加え、同号を同項第八号」に改め、同項一号を同項第四号とし、同号の前に三号を加える改正規定中「第十七条第一項」の下に「（指定乳製品等の輸入）」を加え、「別表第一の二十六の項」を「別表第一の二十四の項」に、「であると認められるもの」を「に着色したもの（農林水産省令で定める方法により着色したものに限る。次条第二項第二号において同じ。）」に改め、同令第三十三号の改正規定を次のように改める。

第三十三条第一項第三号中「同条第二項第一号及び第二号」を「第二項第四号から第六号まで」に改め、同条第二項第二号中「前条第二項第三号」を「前条第二項第八号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

- 二 当該物品が前条第二項第二号に掲げるホエイ及び調製ホエイのうち青色に着色したものであるとき その旨を記載した農林水産大臣の証明書

第三十三条第三項中「又は第九号」を「若しくは第九号又は同条第二項第二号若しくは第七号」に、「同項第七号」を「同条第一項第七号」に改め、同条第四項中「第二号、第四号若しくは第五号」を「第三号から第六号まで、第九号若しくは第十号」に改め、同条第七項中「又は第三号」を「若しくは第三号又は法第九条第二項の譲許の便益の適用を受けた前条第二項第二号」に、「同項第二号」を「同条第一項第二号」に改め、「前条第一項第三号」の下に「又は第二項第二号」を加え、同条第十二項中「前条第一項第九号」の下に「又は法第九条第二項の譲許の便益の適用を受けた前条第二項第七号」を加え、同条第十四項中「前条第二項第三号」を「前条第二項第八号」に改める。

第五条のうち、関税暫定措置法施行令別表第二を同令別表第三とし、同令別表第一を同令別表第二とし、同表の前に一表を加える改正規定中「別表第二を別表第三とし、別表第一」を「別表」に改め、同改正規定（別表第一の三の項に係る部分に限る。）中「環太平洋協定」を「環太平洋包括的及び先進的協定」に改め、同改正規定（別表第一の四の項に係る部分に限る。）中「環太平洋協定」を「環太平洋包括的及び先進的協定」に、「アメリカ合衆国」を「オーストラリア」に、「十五の項」を「十四の項」に、「アメリカ発効日」を「オーストラリア発効日」に改め、同改正規定中別表第一の五の項を削り、同改正規定

(同表の六の項に係る部分に限る。) 中「環太平洋協定」を「環太平洋包括的及び先進的協定」に改め、同改正規定中同表の六の項を同表の五の項とし、同改正規定(同表の七の項に係る部分に限る。) 中「環太平洋協定」を「環太平洋包括的及び先進的協定」に、「十八の項」を「十六の項」に改め、同改正規定中同表の七の項を同表の六の項とし、同改正規定(同表の八の項に係る部分に限る。) 中「環太平洋協定」を「環太平洋包括的及び先進的協定」に、「十九の項及び三十六の項」を「十七の項及び三十四の項」に改め、同改正規定中同表の八の項を同表の七の項とし、同改正規定(同表の九の項に係る部分に限る。) 中「環太平洋協定」を「環太平洋包括的及び先進的協定」に、「二十の項、三十の項及び三十七の項」を「十八の項、二十八の項及び三十五の項」に改め、同改正規定中同表の九の項を同表の八の項とし、同改正規定(同表の十の項に係る部分に限る。) 中「環太平洋協定」を「環太平洋包括的及び先進的協定」に、「二十一の項」を「十九の項」に改め、同改正規定中同表の十の項を同表の九の項とし、同改正規定(同表の十一の項に係る部分に限る。) 中「環太平洋協定」を「環太平洋包括的及び先進的協定」に、「二十二の項及び三十三の項」を「二十の項及び三十一の項」に改め、同改正規定中同表の十一の項を同表の十の項とし、同改正規定(同表の十二の項に係る部分に限る。) 中「環太平洋協定」を「環太平洋包括

的及び先進的協定」に、「二十三の項」を「二十一の項」に改め、同改正規定中同表の十二の項を同表の十一の項とし、同改正規定（同表の十三の項に係る部分に限る。）中「環太平洋協定」を「環太平洋包括的及び先進的協定」に、「二十四の項、三十二の項及び三十四の項」を「二十二の項、三十の項及び三十二の項」に改め、同改正規定中同表の十三の項を同表の十二の項とし、同改正規定（同表の十四の項に係る部分に限る。）中「環太平洋協定」を「環太平洋包括的及び先進的協定」に、「二十五の項」を「二十三の項」に改め、同改正規定中同表の十四の項を同表の十三の項とし、同改正規定（同表の十五の項に係る部分に限る。）中「環太平洋協定」を「環太平洋包括的及び先進的協定」に、「アメリカ合衆国」を「オーストラリア」に、「アメリカ発効日」を「オーストラリア発効日」に改め、同改正規定中同表の十五の項を同表の十四の項とし、同表の十六の項を削り、同改正規定（同表の十七の項に係る部分に限る。）中「環太平洋協定」を「環太平洋包括的及び先進的協定」に改め、同改正規定中同表の十七の項を同表の十五の項とし、同改正規定（同表の十八の項に係る部分に限る。）中「環太平洋協定」を「環太平洋包括的及び先進的協定」に改め、同改正規定中同表の十八の項を同表の十六の項とし、同改正規定（同表の十九の項に係る部分に限る。）中「環太平洋協定」を「環太平洋包括的及び先進的協定」に改め、同改正規定（同表の十

定中同表の十九の項を同表の十七の項とし、同改正規定（同表の二十の項に係る部分に限る。）中「環太平洋協定」を「環太平洋包括的及び先進的協定」に改め、同改正規定中同表の二十の項を同表の十八の項とし、同改正規定（同表の二十一の項に係る部分に限る。）中「環太平洋協定」を「環太平洋包括的及び先進的協定」に改め、同改正規定中同表の二十一の項を同表の十九の項とし、同改正規定（同表の二十二の項に係る部分に限る。）中「環太平洋協定」を「環太平洋包括的及び先進的協定」に改め、同改正規定中同表の二十二の項を同表の二十の項とし、同改正規定（同表の二十三の項に係る部分に限る。）中「環太平洋協定」を「環太平洋包括的及び先進的協定」に改め、同改正規定中同表の二十三の項を同表の二十一の項とし、同改正規定（同表の二十四の項に係る部分に限る。）中「環太平洋協定」を「環太平洋包括的及び先進的協定」に改め、同改正規定中同表の二十四の項を同表の二十二の項とし、同改正規定（同表の二十五の項に係る部分に限る。）中「環太平洋協定」を「環太平洋包括的及び先進的協定」に改め、同改正規定中同表の二十五の項を同表の二十三の項とし、同改正規定（同表の二十六の項に係る部分に限る。）中「環太平洋協定」を「環太平洋包括的及び先進的協定」に改め、同改正規定中同表の二十六の項を同表の二十四の項とし、同改正規定（同表の二十七の項に係る部分に限る。）中「環太平洋協定」を「環

十五の項に係る部分に限る。) 中「環太平洋協定」を「環太平洋包括的及び先進的協定」に改め、同改正規定中同表の三十五の項を同表の三十三の項とし、同改正規定(同表の三十六の項に係る部分に限る。) 中「環太平洋協定」を「環太平洋包括的及び先進的協定」に改め、同改正規定中同表の三十六の項を同表の三十四の項とし、同改正規定(同表の三十七の項に係る部分に限る。) 中「環太平洋協定」を「環太平洋包括的及び先進的協定」に改め、同改正規定中同表の三十七の項を同表の三十五の項とし、同改正規定(同表の三十八の項の経済連携協定の欄に係る部分に限る。) 中「環太平洋協定」を「環太平洋包括的及び先進的協定」に改め、同改正規定(同表の三十八の項の品名の欄に係る部分に限る。) 中「環太平洋協定発効年度」を「環太平洋包括的及び先進的協定発効年度」に改め、同改正規定中同表の三十八の項を同表の三十六の項とする。

第六条のうち電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令(昭和五十二年政令第二百二十号)別表第七一号の次に一号を加える改正規定中「環太平洋協定」を「経済連携協定」に改める。

第八条のうち、経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令(平成十七年政令第三十五号)第一条

第三項の改正規定中「別表第一の九の項（三八）」を「別表第一の九の項（二九）」に改め、同条第十項の改正規定中「同項（一二）及び（三五）」を「同項（九）及び（二六）」に改め、同条に一項を加える改正規定中「同項（一二）」を「同項（九）」に改め、同令別表第一に次のように加える改正規定中「環太平洋パートナーシップ協定（以下「環太平洋協定」を「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（以下「環太平洋包括的及び先進的協定」に改め、同改正規定（九の項（一）に係る部分に限る。）中「第一七条第一項」の下に「（指定乳製品等の輸入）」を加え、同改正規定（九の項（六）に係る部分に限る。）中「及び（一〇）」を削り、「環太平洋協定」を「環太平洋包括的及び先進的協定」に、「アメリカ合衆国」を「オーストラリア」に、「アメリカ産品」を「オーストラリア産品」に改め、同改正規定中九の項（七）及び（八）を削り、同改正規定（同項（九）に係る部分に限る。）中「乳幼児用調製粉乳用ホエイ」を「無機質濃縮ホエイ、ホエイパーミエイト（関税率表第〇四〇四・一〇号の一の（一）に掲げる物品のうち、機構輸入品、無機質を濃縮したホエイ、関税割当制度に関する政令別表第〇四〇四・一〇号の項で定めるホエイ及び調製ホエイのうち無機質を濃縮したホエイ以外のもので関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第一条（配合飼料の指定）に規定する配合飼料の製造に使用す

るものに係る数量以内のもの並びに同表第〇四〇四・一〇号及び第〇四〇四・九〇号の項で定める数量以内のもの以外のもので、たんぱく質の含有率が5%未満のものをいう。)及び乳幼児用調製粉乳用ホエイに、「同令」を「関税割当制度に関する政令」に、「(一〇)において同じ。)のうちアメリカ産品」を「)のうち、環太平洋包括的及び先進的協定の規定に基づきニュージーランドからの産品とされるもの(一)において「ニュージーランド産品」という。)に改め、同改正規定中同項(九)を同項(七)とし、同項(一〇)を削り、同項(一一)を同項(八)とし、同項(一二)を同項(九)とし、同項(一三)を削り、同項(一四)を同項(一〇)とし、同項(一五)を同項(一一)とし、同改正規定(同項(一六)に係る部分に限る。)中「(一七)及び(一八)」を「(一三)」に、「アメリカ産品」を「オーストラリア産品」に改め、同改正規定中同項(一六)を同項(一二)とし、同項(一七)を削り、同改正規定(同項(一八)に係る部分に限る。)中「環太平洋包括的及び先進的協定」を「環太平洋包括的及び先進的協定」に、「(二一)」を「(一五)」に改め、同改正規定中同項(一八)を同項(一三)とし、同改正規定(同項(一九)に係る部分に限る。)中「(二〇)及び(二一)」を「(一五)」に、「アメリカ産品」を「オーストラリア産品」に改め、同改正規定中同項(一九)を同項(一四)とし、同項(二〇)を削り、同

項（二一）を同項（一五）とし、同改正規定（同項（二二）に係る部分に限る。）中「（二三）から（二五）まで」を「（一七）」に改め、同改正規定中同項（二二）を同項（一六）とし、同項（二三）及び（二四）を削り、同改正規定（同項（二五）に係る部分に限る。）中「環太平洋協定」を「環太平洋包括的及び先進的協定」に改め、同改正規定中同項（二五）を同項（一七）とし、同項（二六）を同項（一八）とし、同項（二七）を同項（一九）とし、同項（二八）を削り、同項（二九）を同項（二〇）とし、同項（三〇）から（三四）までを同項（二一）から（二五）までとし、同改正規定（同項（三五）に係る部分に限る。）中「（三四）」を「（二五）」に改め、同改正規定中同項（三五）を同項（二六）とし、同項（三六）を同項（二七）とし、同項（三七）を同項（二八）とし、同改正規定（同項（三八）に係る部分に限る。）中「。 （三九）において同じ」を削り、「環太平洋協定」を「環太平洋包括的及び先進的協定」に改め、「及びアメリカ合衆国」を削り、同改正規定中同項（三八）を同項（二九）とし、同項（三九）を削り、同項（四〇）を同項（三〇）とし、同項（四一）から（四八）までを同項（三一）から（三八）までとし、同令別表第三の改正規定中「別表第三」の下に「及び別表第四」を加え、同令別表第四の改正規定を削る。

第九条のうち、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百九十四号）第一条の改正規定中「経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定」を「経済連携協定」を「経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律」を「経済連携協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律」に改め、同条の次に二条を加える改正規定中「環太平洋パートナーシップ協定」を「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」に改める。

附則第一項中「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律」を「環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第百八号）」に改める。

附則第二項中「環太平洋パートナーシップ協定」を「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」に、「環太平洋協定」を「環太平洋包括的及び先進的な協定」に改める。

附則第三項中「別表第一の二十八の項」を「別表第一の二十六の項」に、「第七条の七第一項」を「第

七条の三第一項ただし書」に、「同表の二十八の項」を「同表の二十六の項」に改める。

(経済連携協定に基づく報復関税に関する政令の一部改正)

第二条 経済連携協定に基づく報復関税に関する政令(平成二十九年政令第十号)の一部を次のように改正する。

附則第一項中「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律」を「環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、第一条の規定は、環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律(平成二十八年法律第百八号)の施行の日の前日から施行する。

(調整規定)

加える改正 規定の改正 規定	及び同条第六項において準用する同条第四項に規定する政令で定める日は、法の別表第一の六の各項に掲げる物品であつて環太平洋包括的及び先進的協定の我が国以外の締約国（固有の関税及び貿易に關する制度を有する地域を含む。以下同じ。）を原産地とするものに係る輸入数量につき、環太平洋包括的及び先進的協定が当該締約国について効力を生ずる日とする。	及び同条第六項において準用する同条第四項に規定する政令で定める日は、法の別表第一の六の各項に掲げる物品であつて環太平洋協定の我が国以外の締約国（固有の関税及び貿易に關する制度を有する地域を含む。以下同じ。）を原産地とするものに係る輸入数量につき、環太平洋協定が当該締約国について効力を生ずる日とする。
	<p>2 法第七条の五第一項第一号に規定する政令で定める日は、同項に規定する生鮮等牛肉又は冷凍牛肉であつて環太平洋包</p>	<p>2 法第七条の六第一項第一号及び第二項ただし書並びに同条第五項において準用する法第七条の三第四項に規定する政令で定める日は、法第七条の六第一項又は</p>

括的及び先進的協定の我が国以外の締約国を原産地とするものに係る輸入数量につき、環太平洋包括的及び先進的協定が当該締約国について効力を生ずる日とする。

3 法第七条の六第一項第一号及び第二項ただし書並びに同条第五項において準用する法第七条の三第四項に規定する政令で定める日は、法第七条の六第一項又は第二項に規定する生きている豚又は豚肉等であつて環太平洋包括的及び先進的協定の我が国以外の締約国を原産地とするものに係る輸入数量につき、環太平洋包

第二項に規定する生きている豚又は豚肉等であつて環太平洋協定の我が国以外の締約国を原産地とするものに係る輸入数量につき、環太平洋協定が当該締約国について効力を生ずる日とする。

	<p>括的及び先進的協定が当該締約国について効力を生ずる日とする。</p>	
<p>第五条のうち関税暫定措置法施行令第十四条の改正規定、同令第十八条及び第十八条の二を削る改正規定、同令第十九条の</p>	<p>物品であつて環太平洋包括的及び先進的協定の我が国以外の締約国を原産地とするものに係る輸入数量は、同月の初日から環太平洋包括的及び先進的協定</p> <p>第十八条第二項中「の数量」の下に「（次項において「統計計上数量」という。）」を加え、同条に次の一項を加える。</p> <p>3 前二項の場合において、第十条の四第二項に規定する日の属する月における法第七条の五第一項に規定する生鮮等牛肉又は冷凍牛肉であつて環太平洋包括的及</p>	<p>物品であつて環太平洋協定の我が国以外の締約国を原産地とするものに係る輸入数量は、同月の初日から環太平洋協定</p> <p>第十八条を次のように改める。</p> <p>第十八条 削除</p>

<p>改正規定並 びに同条を 同令第十八 条とする改 正規定の改 正規定</p>	<p>び先進的協定の我が国以外の締約国を原産地とするものに係る輸入数量は、同月の初日から環太平洋包括的及び先進的協定の初日から環太平洋包括的及び先進的協定が当該締約国について効力を生ずる日の前日までの期間に相当する分として日割により計算した統計計上数量とする。</p>
<p>第十條の四第三項</p> <p>豚肉等であつて環太平洋包括的及び先進的協定の我が国以外の締約国を原産地とするものに係る輸入数量は、同月の初日から環太平洋包括的及び先進的協定</p>	<p>第十條の四第二項</p> <p>豚肉等であつて環太平洋協定の我が国以外の締約国を原産地とするものに係る輸入数量は、同月の初日から環太平洋協定</p>
<p>、環太平洋包括的及び先進的協定</p> <p>環太平洋包括的及び先進的協定発効年度</p>	<p>、環太平洋協定</p> <p>環太平洋協定発効年度</p>

<p> 第五条のうち ち関税暫定 措置法施行 令第三章の 二中第十九 条の三を第 十九条の八 とし、同条 の次に二条 を加える改 正規定の改 </p>		<p> 環太平洋包括的及び先進的協定の </p>	<p> 別表第一の三十六の項 </p>	<p> 環太平洋協定の </p>	<p> 別表第一の三十八の項 </p>

2 前項の場合において、第一条のうち次に掲げる規定は、適用しない。

一 関税法施行令等の一部を改正する政令第一条の改正規定

二 関税法施行令等の一部を改正する政令第五条のうち、関税暫定措置法施行令第十九条の三を同条第二項とし、同条に第一項として一項を加える改正規定の改正規定、同令第三章の二中同条を第十九条の八とし、同条の次に二条を加える改正規定の改正規定（「別表第一の二十八の項」を「別表第一の二十六の項」に、「環太平洋協定適用牛肉」を「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」に改める部分及び「環太平洋協定発効年度」を「環太平洋包括的及び先進的協定発効年度」に改める部分に限る。）、同章中第十九条の二を第十九条とし、同条の次に六条を加える改正規定の改正規定（「第三章の二中」及び「を第十九条とし、同条」を削り、「六条」を「五条」に改め、第十九条の二を削り、「この表及び第十九条の七第一号において」を削り、「と別表第一の三の項」を「及び別表第一の三の項」に改める部分、「」の輸入数量と」を「」の輸入数量」に改める部分、「第一条第一項各号」の下に「（行政機関の休日）」を加える部分及び「修正対象物品と」を「物品と」に改める部分を除く。）、同令第五章

- の次に一章を加える改正規定の改正規定（「環太平洋協定」を「環太平洋包括的及び先進的協定」に改める部分に限る。）、同令第三十二条第二項第一号を同項第四号とし、同号の前に三号を加える改正規定の改正規定（「別表第一の二十六の項」を「別表第一の二十四の項」に改める部分に限る。）及び同令別表第二を同令別表第三とし、同令別表第一を同令別表第二とし、同表の前に一表を加える改正規定の改正規定（「別表第二を別表第三とし、別表第一」を「別表」に改める部分を除く。）
- 三 関税法施行令等の一部を改正する政令第八条の改正規定
- 四 関税法施行令等の一部を改正する政令第九条中経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百九十四号）第一条の次に二条を加える改正規定の改正規定
- 五 関税法施行令等の一部を改正する政令附則第二項の改正規定
- 六 関税法施行令等の一部を改正する政令附則第三項の改正規定（「第七条の七第一項」を「第七条の三第一項ただし書」に改める部分を除く。）
- （関税暫定措置法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第三条 関税暫定措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第二百三十五号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項中「。次項において「平成二十九年改正令」という。」を削り、同条第二項を削る。